

港湾労働者派遣制度における就業日数の上限緩和について

1. 概要

平成26年度を始期とする港湾雇用安定等計画において、「港湾派遣労働者が派遣就業をする日数の上限緩和について検討を行うこととする。」という記載があることから、派遣事業の現状分析を実施。

2. 分析内容について（別添参照）

分析結果を港湾労働専門委員会に諮り、日数の上限緩和について、一定の結論を得ることとする。

平成25年度に派遣実績のある事業所について以下の項目を分析

- ① 派遣元事業所の賃金形態（別添の①参照）
- ② 派遣元事業所から派遣された労働者数（別添の②参照）
- ③ 派遣元事業所から派遣された労働者の平均年齢（別添の③参照）
- ④ 派遣元事業所から派遣された労働者のうち60歳以上の者の数及び割合（別添の④参照）
- ⑤ 派遣元事業所から派遣された労働者の日数別派遣状況（別添の⑤から⑪まで参照）

3. 分析内容を踏まえた対応方針について

- ① 6大港全体で、上限の7日を利用している割合がそれほど高いとは言えない。
 - ・ 東京港においては、派遣日数別で見ると5日以上を占める割合が56%と比較的上限の7日に近づいているものの、**6大港全体では、18.5%にとどまっていること。**
- ② 日数の上限緩和のメリット・デメリットを勘案しても、派遣労働の比重が高い労働者が発生するというデメリットが港湾労働者の雇用の安定に大きな影響を及ぼすと思料。
 - ・ 6大港において、企業常用労働者の月平均就労日数が19.0日となっている中で、神戸港では、**18.4日**、また、関門港においては、**15.9日**という状況（平成25年度実績）。
- ③ 高齢者の就業機会確保の観点から、派遣制度が利用されることは望ましいと考えるが、調査結果によると、高齢者の派遣利用割合が低い。
 - ・ 港湾労働者派遣事業における派遣労働者の60歳以上の割合は**6.2%**にとどまっている。

【まとめ】（行政の考え方）

現段階では、①から③までの理由のとおり派遣就業できる**日数の上限緩和は行わない**こととしたい。

ただし、引き続き、派遣就業の状況の変化に適切に対応できるよう、実態把握の調査を実施することとしたい。